

尾張旭市監査公表第21号

平成29年4月28日付け尾張旭市監査公表第16号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 若 杉 孝 司

財産経営課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
庁舎駐車場管理業務委託において、尾張旭市契約規則第32条第3号の規定により契約保証金を免除としているが、免除の理由として同号には該当しない。	指摘事項については、以後の事務において、尾張旭市契約規則に基づき全て改めます。
道路補修工事において、個人情報に記載されてある文書を裏面活用用紙として、予定価格書の封筒を貼り付けしている。 平成16年12月20日付け助役通知「用紙の裏面活用に関する基準」では、個人に関する情報等が記載された文書は、裏面活用用紙として使用してはならないこと、公文書として保存されるものは、裏面活用用紙を用いて作成することができないこととされている。	指摘事項については、当該文書の是正を行うとともに、以後の事務において全て改めます。